

(仮称)焼却灰リサイクル施設建設事業
に係る方法意見書

平成 21 年 2 月

横 浜 市

方 法 意 見 書

（仮称）焼却灰リサイクル施設建設事業環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に関する横浜市環境影響評価条例第 12 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中 田 宏

第 1 対象事業

1 事業者の名称及び所在地

名称：横浜市

横浜市長 中田 宏

所在地：中区港町 1 丁目 1 番地

2 対象事業の名称及び種類

名称：（仮称）焼却灰リサイクル施設建設事業（以下「本事業」という。）

種類：廃棄物処理施設の建設（横浜市環境影響評価条例に規定する第 2 分類事業）

3 対象事業が実施されるべき区域

磯子区杉田五丁目 2, 213 番 2 ほか（以下「計画地」という。）

第 2 審査意見

1 全般的事項

横浜市では、平成 15 年 1 月に策定された「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜 G 30 プラン）」による焼却灰の最終処分量の削減、リサイクル推進の取組みを進めている。

本事業は、横浜市の焼却工場から発生する焼却灰をセメント原料としてリサイクルするため、不要な金属類などを取り除く施設を建設するものであり、最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るとしている。

本事業は、建物内に焼却灰の受入供給設備、選別設備、水洗脱塩設備を設置し、1 日あたり 167 トン、年間で 5 万トンの焼却灰を処理する計画としている。建物内の排気

は、集じん設備と脱臭設備で処理した後、排出される。また、水洗脱塩排水は、排水処理後、公共下水道に放流する計画としている。

計画地の敷地面積は約19,000㎡で、土地利用計画は、建築面積の合計が約6,000㎡、コンテナ置場の面積が約2,000㎡、構内道路及び駐車場の面積が約4,000㎡、緑地の面積が約7,000㎡としている。また、建築物の高さは地上18m以下とする計画である。

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に準じてDBO方式（Design:設計、Build:建設、Operate:運営）で実施され、今後、入札により決定する民間事業者が焼却灰リサイクル施設の設計・建設、運営、民間セメント工場までの焼却灰の輸送及びセメント原料化処理を一括して行い、横浜市が施設の所有、資金調達を行うとしている。

計画地及びその周辺の埋立地は、磯子区東部の根岸湾臨海工業地帯に隣接する区域にあり、ほぼ平坦な地形である。計画地の都市計画法で定めた地域地区は、工業地域、第7種高度地区及び臨港地区（工業港区）であり、周辺には工場、流通施設、港湾関連施設等が立地している。計画地の東側は、横浜市港湾局が整備中の緑地等を挟んで海域となっており、西側は、首都高速湾岸線、国道357号、金沢シーサイドラインを挟んで、住居系の用途地域となっている。このように周辺地域は、工業系と住居系の用途を区分した計画的な土地利用が進められてきた地域である。

環境影響評価の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意する必要がある。

2 個別的事項

(1) 事業計画

ア 本事業は、PFI法に準じて、DBO方式で実施するため、横浜市と民間事業者の責任分担について、準備書に記載すること。

イ 民間事業者の決定後に確定する工事計画、設備計画について、準備書に記載すること。

ウ 局所、建物全体換気について、周辺環境に配慮した計画とし、排気口の位置、集じん装置の処理方法を準備書に記載すること。

エ 焼却灰の水洗脱塩設備から発生する排水の水量、水質及び処理方法を準備書に記載すること。

オ 緑化計画について

(ア) 屋上や壁面の緑化についても検討すること

(イ) 計画地は、国道で隔離された場所であるため、防犯にも配慮すること。

(2) 環境影響評価項目

ア 工事中

(7) 地域社会

日曜日以外は工事を実施する計画としているが、計画地周辺道路は、土曜日や祝祭日も混雑するため、平日以外の交通量についても調査を行い、工事計画に反映させること。

イ 存在・供用時

(7) 大気汚染

環境省等が微小粒子状物質の環境基準を検討しており、集じん装置の選定にあたっては、その内容を踏まえること。

(イ) 土壌汚染

焼却灰の保管ピット等について、漏洩防止対策を明らかにすること。

(ウ) 騒音、振動

焼却灰の搬出入ルートを考慮して適切な調査地点を選定すること。

(エ) 地域社会

日曜日以外は焼却灰の搬出入を計画しているが、計画地周辺道路は、土曜日や祝祭日も混雑するため、平日以外にも交通量調査を行い、搬出入計画に反映させること。

(オ) 景観

この施設は、金沢シーサイドラインから海を望む景観の中にあるため、海や周辺緑地との連続性に配慮し、海辺の風景にふさわしい景観形成に努めること。